

## NPO法人化に関する検討資料

### 1、法人設立の目的は何か？

1) 本会規約に規定する、本会の目的、並びに本会運動方針・事業計画の具現化を図る為に

本会規約(目的)

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

(28年度東京大会運動方針・事業計画参照)

2) 指導者の養成事業をはじめ、青少年問題の解決に向けた、事業に取り組むと共に、青少年の健全育成に関わる地域活動の企画・実施を行うため

3) 全日本や各ブロック・各県において、様々な事業に取り組む機会を啓発し

4) 公共団体などの委託事業をはじめ、これら事業実施に必要な経費を確保し易い状況を作り出すことにより

5) 事業実施を可能にし、我らの目的である、青少年の健全育成に資する事ができる。

### 2、その目的を達成するために、どんな事業を実施するのか？

1) 全日本青少年育成アドバイザー連合会の規約に規定する事業目的達成のための7事業

本会規約(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。

(2) 育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。

(3) 青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。

(4) 青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。

(5) キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。

(6) メディアへのニュースリリースの活用。

(7) その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

## 2) 特定非営利活動における 20 種類の分野に該当する活動

特定非営利活動とは

特定非営利活動とは、以下の 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものに利益に寄与することを目的とするものです。

### NPO 法 20 種類の分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動

14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

これらの対象事業の中から、不要の物は除外して、定款に規定する。

1)及び2)により、現在のアド連規約の事業とNPO法人化後の定款に定める事業を検討。

### 3、その事業を実施する為の資金運営をどうするか？

例えば、平成28年度の助成金申請では、以下の公募があります。(名古屋市の市民活動センターのHPより:なごや★ぼらんぼナビ)

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 1)地域まちづくり活動助成   | 50万円  |
| 2)商店街にぎわい創出支援事業 | 100万円 |
| 3)NPO サポートファンド  | 200万円 |

法人化後のアド連の各種事業にマッチした公募事業を検討し応募を検討する。

各県・市町村には、様々な地域活性化事業が設けられており、どのような対象事業があるか、公共団体に問合せすることが重要である。

また、様々な法人や民間団体にも、関連する補助や委託事業がある為、調査することも重要。

### 4、法人の役員となるアド理事(各県会長・会員の決意)の経営覚悟はあるか？

法人化した場合に役員となることが予想される、全日本アド連正副会長・理事・幹事、並びに正会員たる各県会長に、設立資金などの負担や企業や団体へ寄付金依頼を含めて、経営責任を負う覚悟はどの程度のものがあるか。

(参考)

## 1 NPOの定義

「NPO活動」については、「社会的な使命の達成を目的に、市民が連携し、自発的かつ非営利で行う社会的、公益的活動」であり、このような民間の組織、団体を「NPO」と定義する。

第3は、「市民の社会参加の促進」である。

NPO法人は、「寄附やボランティアといった自発的な経済活動を通じて、市民の社会参加を促す機能」をもつ。

その一方で、NPO法人は、経営課題も抱える。

その最大の項目は、「収入の確保」である。NPO法人の収入総額の中央値は1,430万円、500万円未満の法人が約25%を占めるなど、総じて収入規模は小さい。そのため、大半の法人で、いかに収入を確保するかに頭を悩ませている。

また、収入総額の規模の大きい法人では、この収入の確保に加えて、「人材の育成や組織のマネジメントなど、活動の質をいかに高めるかといった、新たな次元の課題」も抱えることになる。

このように、NPO法人には一般の営利企業とは異なる存在意義がある一方で、さまざまな経営上の課題を抱えている。NPO法人を支援するうえでは、現在の課題を克服したその次をも見すえた対応が求められる。